

日 時：令和8年1月9日（金）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、
穴戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、戸梶総務課長、
香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、小笠原委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第347回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は一つです。

議題1「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針（案）について」、事務局から説明をお願いします。

○芦田企画官 それでは、資料に沿って御説明いたします。

資料1-1を御覧ください。

本日お諮りするの、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針（案）」でございます。

1ページの第1に検討経緯を記載しています。

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しについては、令和5年11月から検討を進めてまいりました。

昨年3月には「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」を公表しました。この「考え方」に対して寄せられた意見について、同月及び同年4月に取りまとめ、公表したところです。

また、政府全体の動きとして、令和6年12月にデジタル行財政改革会議の下に設置されたデータ利活用制度・システム検討会において行われてきたデータ利活用に係る制度等の検討等を踏まえ、昨年6月に「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」及び関連する各種政府決定が取りまとめられ、当委員会が提案していた「個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す」こととされました。

これまでの検討経緯については7ページ以降の参考1に、関係する政府決定等については注1にも記載のとおり9ページ以降の参考2に記載しています。

本文書は、このような状況を踏まえ、政府全体の取組とも連携しながら、当委員会として関係者との議論を深め、個人情報保護法の改正案の早期提出を念頭に制度改正方針を取りまとめたものです。

1ページ後半の第2として、具体的な「制度改正の方針」を記載しています。

まず全体の構成を御説明します。

これまでの検討においては、本人の権利利益への影響の有無や個人情報取扱事業者におけるガバナンスの在り方といった個人情報保護法の基本的な在り方に立ち返った上で、「考え方」において「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」、「個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」及び「個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方」の三つに制度的論点を整理し、ステークホルダーとの議論を継続してまいりました。

今回の方針案においては、これまでの状況を踏まえ、以下の1から4の四つの柱を個人情報保護法の改正案として、その具体化に向けた検討を加速することとするものです。

なお、下記1から4までは、個人情報取扱事業者等に係る規律を念頭に置いた改正方針ですが、行政機関等に係る規律にも改正の趣旨が妥当する項目として、末尾に※を付したもののについては、その趣旨に即して規律の整備を行うものです。

最初の柱は、「適正なデータ利活用の推進」です。これは本人の権利利益への影響の有無という観点から、本人関与の在り方を再整理し、これにより、個人の信頼を確保した上での適正なデータ利活用の実現につなげることで、政府全体として検討しているデータ利活用に係る制度等の検討とも整合した形とするものです。

まず、個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成、これは注2に記載のとおり統計作成等であると整理できるAI開発等を含むこととなりますが、これにのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意を不要とします。ここでいう「統計作成等」は、注3に記載のとおり、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるものに限定することを想定しています。

また、2ページに移りまして、目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について、取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合は本人同意を不要とする、生命等の保護又は公衆衛生の向上等のため取り扱う場合における同意取得困難性要件を緩和する、学術研究に係る例外規定の対象である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示する、の3点の規律を整備することとします。

二つ目の柱は、「リスクに適切に対応した規律」です。これは、個人データ等の取扱いの態様の変化により、個人の権利利益に対するリスクも変化していることから、これに応じた規律を整備するものです。

まず、16歳未満の者が本人である場合、同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化し、当該本人の保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設けます。

また、顔特徴データ等について、その取扱いに関する一定の事項の周知を義務化し、

利用停止等請求の要件を緩和するとともに、オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止します。

さらに、データ処理等の委託を受けた事業者について、委託された個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直しを行います。具体的な内容は別添の第1に記載しておりますので、5ページを御参照ください。この別添は、今御説明している本方針第2に記載の項目のうち、データ処理等の委託を受けた事業者に係る規律と後ほど御説明する課徴金制度について、「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」を昨年公表して以降の検討を踏まえ、具体的な改正方針等をまとめたものです。

(1)は「現行制度と課題」をまとめています。

現行の法第25条では、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託元はその取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとされています。具体的には、自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督を行う必要があります。具体的には、①適切な委託先の選定、②委託契約の締結、③委託先における個人データの取扱状況の把握が挙げられます。

しかしながら、個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大しており、また、委託元による委託先の監督等が十分に機能せず、委託先が委託された業務の範囲を超えて独自に個人データ等を利用する事案も生じています。

一方で、個人データ等の取扱いの委託の中には、委託先自らは取扱いの方法を決定しないケースも存在しています。

これらを踏まえ、委託の実態に合わせた規律を整備することとするものです。

(2)が「制度的考え方」です。

まず、取扱いを委託された個人データ等を当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない旨の義務を委託先に明文規定により課すこととします。ただし、法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合には、例外的に委託先が独自の判断で利用できることとします。委託先が行政機関等である場合についても、同様の規律の整備を行います。他方、委託先自らは取扱いの方法を決定しないケースにおいては、委託契約において、取扱いの方法の全部について合意し、かつ、委託先における取扱いの状況を委託元が把握するために必要な措置等について合意した場合は、当該委託先に対しては、法第4章の各義務規定の適用を原則として免除することとします。具体的には注3にあるとおり、取扱い方法を決定する権限の存在を前提としない規定として、委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない旨の義務及び安全管理に係る義務のみを適用することとします。

なお、委託先自らは取扱いの方法を決定しないケースとしては、注1にあるとおり、委託先がデータ入力作業を委託され、委託元の指示に従って機械的に入力作業を行う場合等、委託先が委託元から指示された方法で機械的に個人データ等を取り扱うのみの場合が

挙げられます。

また、委託先における取扱いの状況を委託元が把握するために必要な措置等としては、注2にあるとおり、漏えい等が生じたことを知ったときに委託先が委託元に対して速やかにその旨を報告すること等を想定していますが、その他の具体的な内容は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定しています。ページが前後して恐縮ですが、2ページに戻ります。

「2 リスクに適切に対応した規律」の四つ目の項目として、漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和することとします。

三つ目の柱は、「不適正利用等の防止」です。これは個人データ等が犯罪行為等の不適正な利用形態で用いられることによる個人の権利利益侵害のリスクが高まっていることから、これに応じて規律を整備するものです。

内容としては、まず特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報等について、不適正利用及び不正取得を禁止します。

また、オプトアウト制度に基づく第三者提供時の提供先の身元及び利用目的の確認を義務化します。

四つ目の柱は、個人データ等が不適切に取り扱われた場合において事後的にこれを是正する措置を充実するとともに、将来起こり得る不適切な取扱いを抑止するための仕組みを整備するものです。

まず、速やかに違反行為の是正を求めることができるよう命令の要件を見直し、さらに、本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表等の本人の権利利益の保護のために必要な措置をとるよう勧告・命令することも可能とします。

また、違反行為を補助等する第三者に対して当該違反行為の中止のために必要な措置等をとるよう要請する際の根拠規定を設けます。

3ページに移りまして最初のポツですが、個人情報データベース等の不正提供等に係る罰則について、加害目的の提供行為も処罰対象とするとともに法定刑を引き上げ、また、詐欺行為等により個人情報を不正に取得する行為に対する罰則を設けます。

また、経済的誘因のある、大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益に相当する額の課徴金の納付を命ずることとします。課徴金制度のより具体的な内容は、別添の第2に記載しています。

具体的には6ページを御覧ください。

まず、(1)に「対象行為」について記載しています。御説明した課徴金の趣旨を踏まえ、以下の五つの類型に限定して、その行為又は当該行為をやめることの対価として金銭等を得たときを課徴金納付命令の対象とします。なお、「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書」等で議論のあった目的外利用規制、要配慮個人情報

取得規制及び安全管理措置義務への違反は対象行為にはしないこととします。

以下、五つの行為でございますけれども、一つ目として、個人情報の提供であって、当該個人情報を利用して違法な行為又は不当な差別的取扱いを行うことが想定される状況にある第三者に対して行うもの。

二つ目として、第三者の求めにより行う個人情報の利用であって、当該第三者が当該個人情報の利用を通じて違法な行為又は不当な差別的取扱いを行うことが想定される状況にある場合に行われるもの。

三つ目としまして、法第20条第1項の規定に違反して、偽りその他不正の手段により個人情報を取得し、当該個人情報を利用する行為。

四つ目としまして、法第27条第1項の規定に違反して、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供する行為。

五つ目としまして、統計作成等の特例に基づき取得した個人情報を、当該特例に係る義務に反して目的外に取り扱う行為又は第三者に提供する行為等としています。

(2)は「対象行為以外の制度概要」です。

(1)の対象行為に該当することに加え、以下に該当する場合に限り、課徴金納付命令の対象とすることとし、課徴金額は、対象行為又は対象行為をやめることの対価として個人情報取扱事業者が得た金銭等の財産上の利益に相当する額とします。

まず、当該個人情報取扱事業者が当該対象行為を防止するための相当の注意を怠った者でないと認められる場合でないこと。これは、相当の注意、あるいは主観的要素に関する要件となります。

また、当該対象行為に係る個人情報又は個人データの本人の数が1,000人を超えること。これは大規模事案であることの要件です。

さらに、個人の権利利益を害する程度が大きい場合に該当しないこと。これは権利利益侵害があることの要件となります。

その他、所要の規律を置くこととします。

またページが前後して恐縮ですが、3ページに戻ります。

「5 その他」として、1から4までの四つの柱として御説明した項目のほか、二つの項目について引き続き検討を続けていくこととします。

まず、「(1) 漏えい等報告の合理化」です。

漏えい等報告については、「考え方」の第3の5における整理のとおり、体制・手順に係る認定個人情報保護団体などの第三者の確認を受けること等を前提とした合理化の方策等について、検討を進めていきます。

なお、漏えい等報告の対象となる事態のうち、大量の個人データの漏えい等や不正の目的をもって行われたおそれがある行為による漏えい等の中にはサイバー攻撃に起因するものも多く見られるところです。これらについて、サイバー対処能力強化法に基づくインシデント報告の義務化の議論において、報告義務を負う事業者側の負担への配慮の必要性

が指摘されたことを踏まえ、報告様式及び報告窓口の一元化に向けた調整を進めていきます。くわえて、報告基準についても、その発生の「おそれ」がある場合が広く対象とされるものから見直し、個人の権利利益に対するリスクの程度を十分に踏まえ、サイバー対処能力強化法に基づくインシデント報告の基準とも整合性があるものとなるように整理を進めます。

つづいて、「(2) 本人の権利利益の保護の向上のための関係者の連携」です。

「考え方」においては、既存の適格消費者団体の活用を念頭に、団体による差止請求制度・被害回復制度の導入について提言を行ったところですが、関係するステークホルダーとの相互の協力関係等の状況、「個人の権利利益を保護すること」を目的とする個人情報保護法と消費者団体訴訟制度との関係の整理等の課題があることを踏まえ、今回の見直しにおいては制度的な導入については見送ることとします。

次のページに続くパラグラフになりますが、今後、より実効性がある形で個人の権利利益の保護を実現していくために、権利利益の主体である個人と義務の主体である個人情報取扱事業者（企業）との間のコミュニケーションの充実が図られることが重要であり、適格消費者団体を始めとする団体が個人情報の取扱いに関する個人の声の受け手となるような環境の醸成が必要です。当委員会に設置されている個人情報保護法相談ダイヤルについてもその対応を充実させること等により、個人情報取扱事業者の個人情報の取扱いの実情をより具体的に把握し、これを基に関係するステークホルダーとの連携を充実させていく必要があります。

第3として、「今後の進め方等」を整理しています。

個人情報保護法の改正案については、国会への早期提出を目指し、上記第2に記載の方針に基づき法制面の検討を行うとともに、関係者との調整を継続的に行っていくこととします。なお、調整に当たっては、その対象を法改正事項に限定することなく、制度の全体像を見据えた形で議論を継続しながら、法改正の案をまとめることとします。

また、内閣官房デジタル行財政改革会議において検討中のデータ利活用制度の在り方に関する基本方針に基づく制度整備についても、個人情報保護法の改正とも整合したものとなるよう、調整することとします。

この点について1点補足いたしますと、昨年12月24日のデジタル行財政改革会議において、松本大臣からデータ利活用に関する制度整備の現在の検討状況の御説明があり、これに対して、高市総理から関係閣僚に対して、「来年の通常国会への法案提出を念頭に、個人データを含むデータ利活用の適切性を確認する法的枠組みの整備とともに、技術の進展等に伴う個人情報の新たな取扱いに関するルールの明確化のための個人情報保護法の見直しとを、併せて進めてください。」との御指示が出されたところであり、こうした状況も踏まえて、法改正に向けた調整を加速してまいりたいと考えております。

資料1-2は、今、御説明した資料1-1の概要を載せた一枚ものです。

資料1-3は、3年ごと見直しに対して寄せられた意見の概要として、昨年4月以降

に寄せられたものを加えたものとなります。追加部分は、1 ページにある意見提出者として下線を付した7者であり、意見の概要は、2 ページ以降に下線を付したものとなりますので、御参照いただければ幸いです。

長くなりましたが、事務局からの御説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○手塚委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたら、お願ひいたします。

どうぞ。

○宍戸委員 御説明ありがとうございます。

昨年3月の文書の公表以降、資料1-3にありますように、非常に多くのステークホルダーの方々と建設的な対話を重ね、この度、資料1-1にありますような方針を定められるということは、非常に喜ばしいことだと思います。

また、事務局から御説明がありましたように、デジタル行財政改革会議における「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」等を踏まえた制度の整備とも歩調を合わせながら、引き続きステークホルダーの方々との丁寧な対話を重ね、法案提出に向けて検討を進めていただければと思っております。

私からは以上でございます。

○手塚委員長 どうもありがとうございます。

ほかはございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては、所要の事務を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議は閉会といたします。